

平成31年度
JAS構造材利用拡大事業

JAS構造材とは

本事業では次の3つのJAS製品を『JAS構造材』と定義する。

- 1 機械等級区分構造用製材（以下「機械等級製材」）
- 2 枠組壁工法構造用製材 及び
枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「2×4製材」）
- 3 直交集成板（以下「CLT」）

事業の全体スケジュール

JAS構造材利用拡大事業は、以下の順序で実施していただきます。

1. 活用拡大宣言をする

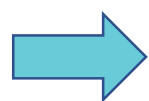


2. 個別実証支援

- i 事業申請(事業へのエントリー)
受付期間 2019年3月22日 ~ 2019年12月20日
- ii 助成金交付申請(助成金の申請)
受付期間 2019年3月22日 ~ 2020年1月31日

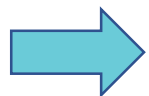
本事業では2つの事業に分かれている。

1. JAS構造材 活用拡大宣言事業 (←2.の事業実施前に必須)



JAS構造材の活用に積極的な企業を『見える化』することで、
市場の活性化を図る。

2. JAS構造材 個別実証支援事業

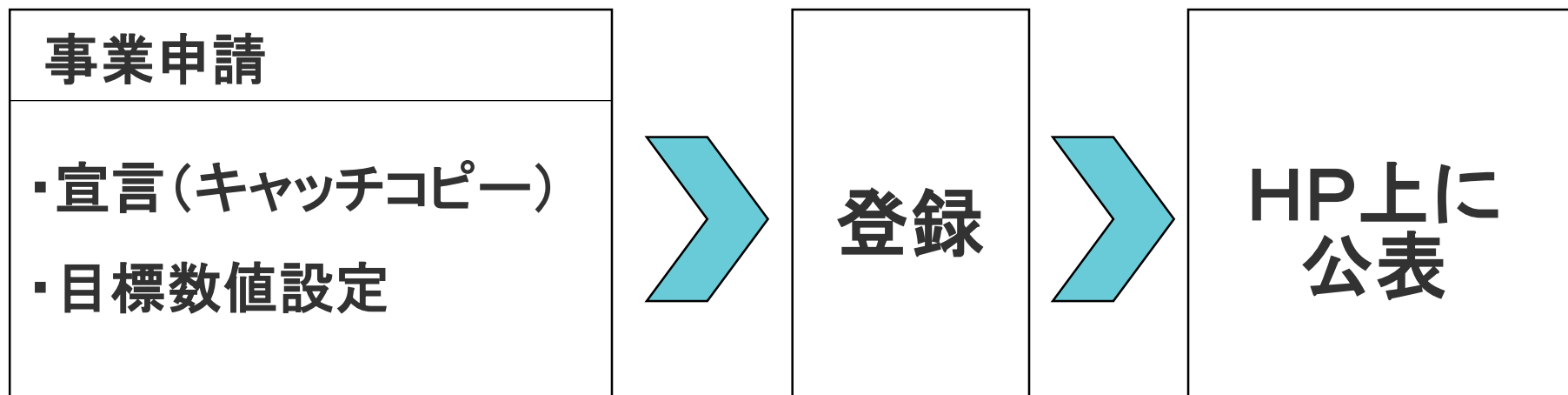


活用拡大宣言した事業者に対して
民間・非住宅物件での実証に係る林産物JASへの支援

林産物JASの利便性を実際に使って感じていただき
『JAS構造材等を継続的に利用』する方を増やす。

JAS構造材活用拡大宣言事業

JAS構造材の活用に 積極的な事業者を『見える化』する



■対象者

木造非住宅建築物の施工関係者
(施主、設計者、施工者、木材関連事業者)

※昨年の事業で宣言していただいた方は申請がいきりません

■提出する資料

- ・ JAS構造材活用拡大宣言登録申請書(宣言様式1号)
- ・ 誓約書(宣言様式2号)
- ・ 提出企業の概要がわかる資料(株主総会資料、会社概要など)

■募集期限

2019年3月22日～2020年3月27日

■提出先

一般社団法人 全国木材組合連合会

(宣言様式1)
西暦 年 月 日

J A S 構造材活用拡大宣言
登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 ○○ ○○ 殿

住所 :
会社名 :
代表者名 : 印

①

宣言

②

目標 西暦 年 月までに (3年後の目標)

に向けて努力することとします。

上記の登録を申請します。

なお、そのことについて、一般社団法人「全国木材組合連合会」が認

① 宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、
イメージできるキャッチコピーを作成してください。

例①(工務店の場合)

「JAS構造材 利用率アップ！！」

例②(設計事務所の場合)

「無垢ファースト設計！」

例③(製材工場の場合)

「JAS構造材増産宣言！」

例④(木材流通業者の場合)

「JAS構造材常時取り扱っています」

例⑤(発注者の場合)

「JAS構造材（CLT）を使った倉庫建設宣言」

② 目標について

3年程度の期間の具体的な数値目標を明記する。

JAS構造材活用宣言事業者 登録申請書（付表）

① 1. 基本情報（必須）

事業者名	※	
代表者名		
住所	※	
Tel/Fax		

② 2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

担当	※	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	※	
連絡先 E-Mail	※	
業種	※	製材業・木材市場業・流通業・プレカット業 ・その他（ ）
JAS対応品種	※	機械等級区分構造用製材・軸組壁工法構造用製材 ・CLT
対応樹種	※	
対応可能地域	※	
合法木材供給事業者	※	登録 No
CW法の登録木材関連事業者	※	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録 No
その他 PR	※	

2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当	※	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	※	
連絡先 E-Mail	※	
業種	※	建築物発注者・設計者・施工者 ・その他（ ）
対応可能地域（県単位）	※	
CW法の登録木材関連事業者	※	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録 No
その他 PR	※	

（注1）※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

① 基本情報

基本情報は必ず明記してください

「事業者名」、「代表者名」、「住所」、
「電話番号・FAX番号」

② JAS構造材共有事業者企業情報

事業者の主な業態 によって

「2-1. 供給事業者企業情報」か、
「2-2. 利用事業者企業情報」を
選択して明記してください。

（両方当てはまる場合は兼用可）

	業態
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
	プレカット業
利用事業者	建築物発注者
	設計者
	施工者

一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで(<https://www.jas-kouzouzai.jp>)、宣言を行い登録された事業者の詳細・宣言内容を公開します。
また、必要に応じて成果報告をいただきます。

✉ メールニュース

JAS 構造材利用拡大事業

お知らせ
説明会
事業概要
活用宣言事業
個別実証事業
特集
外構部の木質化支援事業

活用宣言事業者一覧

宣言事業者一覧

供給事業者を検索する

フリーワード検索

業種

☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業

☐ プレカッタ業 ☐ その他

対応可能地域

☐ 北海道 ☐ 青森県 ☐ 岩手県 ☐ 宮城県

☐ 秋田県 ☐ 山形県 ☐ 福島県 ☐ 茨城県

☐ 栃木県 ☐ 群馬県 ☐ 埼玉県 ☐ 千葉県

☐ 神奈川県 ☐ 山梨県 ☐ 東京都 ☐ 新潟県

☐ 富山県 ☐ 石川県 ☐ 福井県 ☐ 長野県

☐ 岐阜県 ☐ 静岡県 ☐ 愛知県 ☐ 三重県

☐ 滋賀県 ☐ 京都府 ☐ 大阪府 ☐ 兵庫県

☐ 奈良県 ☐ 和歌山県 ☐ 鳥取県 ☐ 徳島県

☐ 岡山県 ☐ 広島県 ☐ 山口県 ☐ 徳島県

☐ 香川県 ☐ 愛媛県 ☐ 高知県 ☐ 福岡県

☐ 佐賀県 ☐ 長崎県 ☐ 熊本県 ☐ 大分県

☐ 宮崎県 ☐ 鹿児島県 ☐ 沖縄県

対応品種

事業者No	事業者名	業種	JAS種別	宣言
1001	ナイス株式会社	木材市場業、流通業 設計者、施工者	機械等級区分構造用製材、枠組み壁工法構造用製材、CLT	全国製材業者様との「多産地連携システム」を活かし、流通・木造非住宅分野でのJAS構造材の利用を拡充します！
1002	ウッドファースト株式会社	製材業	機械等級区分構造用製材	JAS構造材生産量月間500m³へ
1003	ナイスプレカッタ株式会社	プレカッタ業	機械等級区分構造用製材	JAS製材（機械等級区分構造用製材）増産！
1004	阿部建設株式会社	設計者、施工者		JAS構造材・CLT普及拡大に貢献します
1005	島根木材株式会社	流通業、プレカッタ業 設計者、施工者	機械等級区分構造用製材、枠組み壁工法構造用製材、CLT	私達はJAS構造材の活用拡大に努めることを宣言します。
1006	三富木材株式会社	製材業	機械等級区分構造用製材	JAS構造材拡大宣言！

事業者No	1001
会社名	ナイス株式会社
供給事業者情報	
業種	木材市場業、流通業
担当	木材事業部国産材振興室 青木
TEL/FAX	TEL:045-503-3583 FAX:045-503-3583
E-Mail	yoshinori.aoki@nice.co.jp
JAS対応品種	機械等級区分構造用製材、枠組み壁工法構造用製材、CLT
対応樹種	桧・杉・米松
対応可能地域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
合法木材供給事業者	登録No 124901（本社）
CW法の登録木材関連事業者	JPIC-CLW-1-12号、JPIC-CLW-II-12号
森林認証制度CoC認定取得者	SGSHK-COC-007831（FSC）、SGSJP-PCOC-I145（PEFC/SGEC）
その他PR	全国15市場の物流ネットワークで国産材の安定供給に取り組んでいます。
宣言	全国製材業者様との「多産地連携システム」を活かし、流通・木造非住宅分野でのJAS構造材の利用を拡充します！
目標	平成33年3月までにJAS構造材（機械等級区分構造用製材）の取引量、流通分野・・・国産材で30,000m³/年、施工分野・・・非住宅物件で10棟/年

<一覧画面>

<詳細画面>

(別添様式4)

J A S 構造材活用拡大宣言

登録年月日： 年 月 日
宣言事業者 No：
住所 ：
会社名 ：
代表者名： 印

宣言

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標 西暦〇〇年〇月までに

に向けて努力することとします。

登録の通知が届いた場合、
宣言事業者が自ら様式4号に移記して

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示する。

JAS構造材個別実証支援事業

① 建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を全て満たす物件とする

- ア) 建築確認申請又は建築工事届の
建築主が国、都道府県、市町村に該当しない建築物。
- イ) 建築確認申請、または、建築工事届の主要用途が居住専用に該当しない建築物。
- ウ) 建築物において基礎を含めた建築工事に、
本事業以外に国からの助成を受けていないもの。
- エ) 延べ床面積が10平米を超える建築物

② 指定する部位に『JAS構造材』を使用した物件

- | | | | |
|--------|---|--------------------|-----------------|
| 機械等級製材 | : | 柱、梁桁、トラス、土台(一部でも可) | に使用されること |
| 2×4製材 | : | 構造部分 | (一部でも可)に使用されること |
| CLT | : | 構造部分 | (一部でも可)に使用されること |

本事業に申請できるのは、以下の条件を満たした事業者とする

- ア) JAS構造材活用拡大宣言事業で登録を受けた事業者
- イ) 建築確認申請または建築工事届で、施工者と確認できる事業者
またはその事業者から、本事業を申請する権利を委譲された事業者
- ウ) 建築工事業、または、大工工事業の認可を受けた事業者
- エ) 法人格を有する者
- オ) 申請数が3件以上の事業者は、
クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であること
(つまり、2件までは制限なし)

助成の仕組み

■支援条件 指定部位へのJAS構造材の使用（一部でも可）		
機械等級製材 柱・梁桁・トラス・土台	2 × 4 製材 構造部	CLT 構造部



■支援1 JAS構造材への支援		
機械等級製材 及び 目視等級製材	2 × 4 製材	CLT



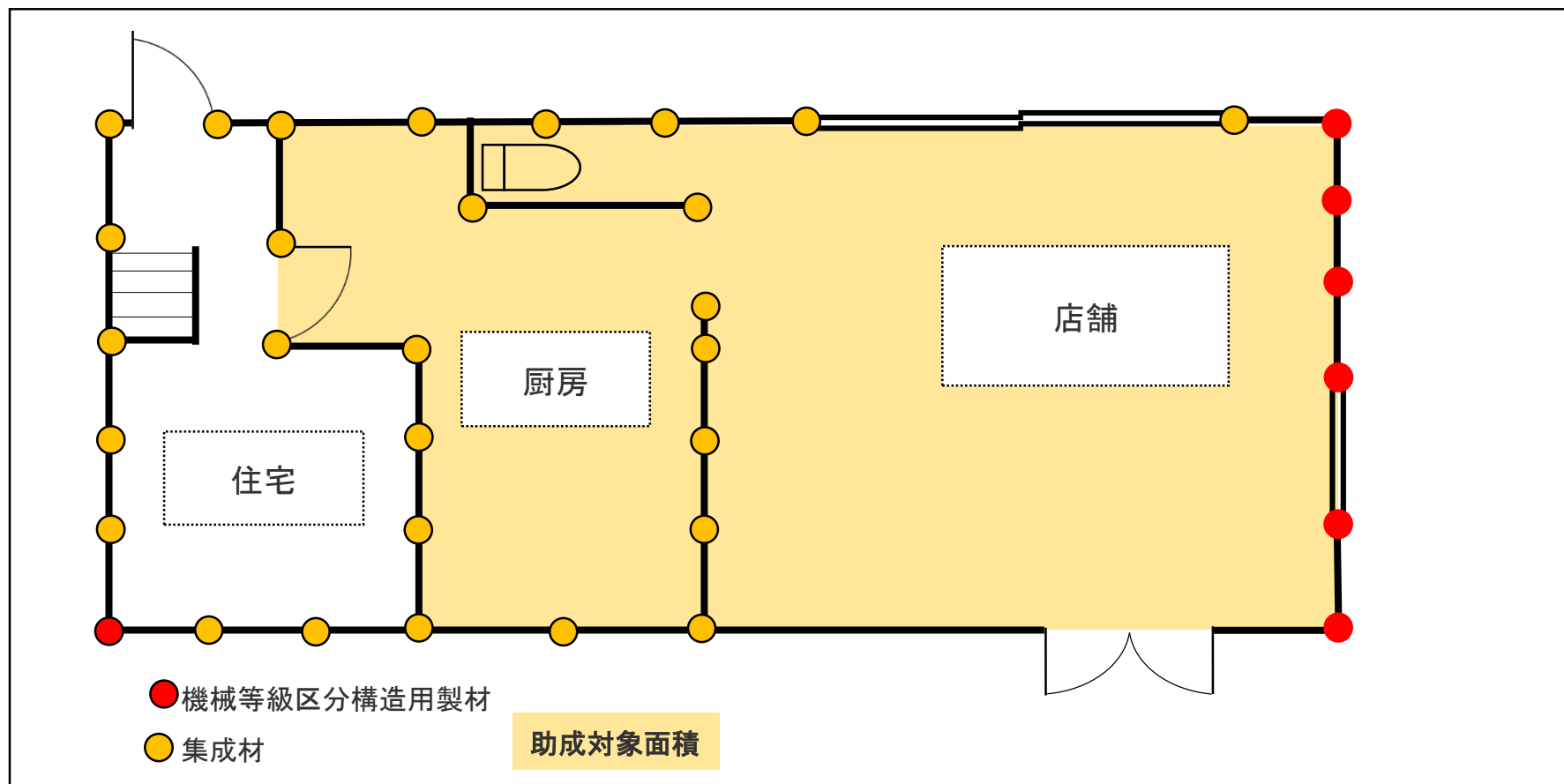
■支援2 上記「支援1」以外の全ての『林産物JAS』への支援	
「支援1」で助成されたJAS構造材以外の林産物JAS	

※必須条件: 助成を受ける『林産物JAS』が合法伐採木材であることが証明できること

1. 「助成対象床面積」の求め方
2. 「階数」の求め方
3. 助成上限金額の求め方
4. 助成対象木材について

1. 「助成対象床面積」の求め方

1階部分 飲食店舗兼住宅の場合



産業部分(非住宅)の一部にでもJAS構造材が使用されれば、
産業部分(非住宅)の面積全てが助成額算出の際の助成対象床面積になります。

2. 「階数」の求め方

(4階建て建築物での例 【 】は最上階からの階数)

本事業で階数として算出するのは

『非住宅』、かつ、『JAS構造材を構造部に使用』している階のみとなります。

パターン①

全て非住宅/全て使用

4階【1】

非住宅/
構造部に使用

3階【2】

非住宅/
構造部に使用

2階【3】

非住宅/
構造部に使用

1階【4】

非住宅/
構造部に使用

パターン②

4階住宅/全て使用

4階

住宅/
構造部に使用

3階【1】

非住宅/
構造部に使用

2階【2】

非住宅/
構造部に使用

1階【3】

非住宅/
構造部に使用

パターン③

全て非住宅/1階不使用

4階【1】

非住宅/
構造部に使用

3階【2】

非住宅/
構造部に使用

2階【3】

非住宅/
構造部に使用

1階

非住宅/
構造部に不使用

パターン④

4階住宅/1階不使用

4階

住宅/
構造部に使用

3階【1】

非住宅/
構造部に使用

2階【2】

非住宅/
構造部に使用

1階

非住宅/
構造部に不使用

助成対象
階数

4 階

3 階

3 階

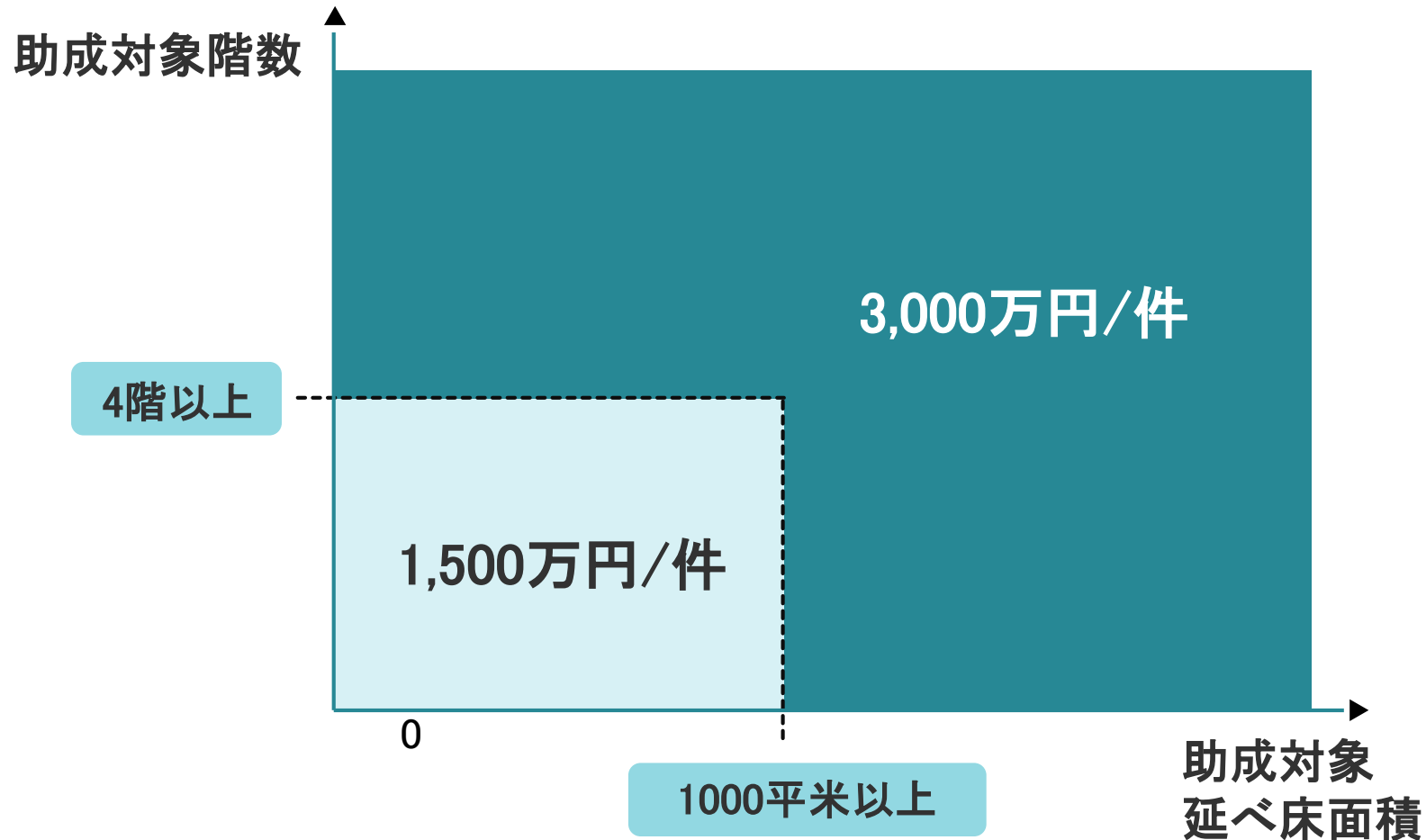
2 階

助成対象階

対象外

3. 助成上限金額の求め方 (申請1件当たりの助成額の上限)

1,000平米以上、または、助成対象階数が4階以上＝3,000万円/件



助成対象木材

非住宅で使用されている

1. JAS構造材

2. 1.のJAS構造材の利用量に応じたその他のJAS林産物

※合法伐採木材であることが証明できる林産物JASであること

林産物JAS (参考)

林産物JASの規格

1. 製材: 機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材、その他
2. 枠組壁工法構造用製材
及び、枠組壁工法構造用たて継ぎ材(2×4製材)
3. 集成材
4. 直交集成板(CLT)
5. 単板積層材
6. 構造用パネル
7. 合板
8. フローリング
9. 接着重ね材(JAS 0006)
10. 接着合せ材(JAS 0007)

使用するJAS構造材の種類によって、**助成額の計算方法が異なる**

1. 機械等級製材
2. 2×4製材
3. CLT
4. 上記1.～3.を併用する場合

助成の仕組み

■支援条件 指定部位へのJAS構造材の使用（一部でも可）



■支援1 JAS構造材への支援



■支援2 支援1の助成対象部位以外の全ての『林産物JAS』への支援

※必須条件:助成を受ける『林産物JAS』が合法伐採木材であることが証明できること

助成の上限額

延床面積が1,000平米未満、かつ、助成対象の階数が3以下

→1,500万円/件

上記上限以外

→3,000万円/件

1. 『機械等級製材』

(支援条件、支援1:JAS構造材への支援)

JAS構造材個別実証支援事業

支援条件

柱、梁桁、トラス、土台(一部でも可)に機械等級製材が使用されていること

支援1. JAS構造材への支援

助成対象部位	全ての部位(非住宅のみ)に使用された 機械等級製材、及び、目視等級区分構造用製材(以下「目視等級製材」) ※合法伐採木材であることが証明できること		
平米単価	助成対象の階で - 最上階から数えて3未満の階 2,000円／平米 - 最上階から数えて3以上の階 4,000円／平米		
助成額算出式	次の①②③のうち最も低い額		
	①使用予定の床面積 助成対象の床面積(予定)に 平米単価を乗じたものを 階毎に算出し、合計した額	②使用実績の床面積 助成対象の床面積(実績)に 平米単価を乗じたものを 階毎算出し、合計した額	③実際の調達費 助成対象部位の調達費 (材料費、加工費、運搬費)

1. 『機械等級製材』

(支援2: 支援1の助成対象部位以外の全ての『林産物JAS』への支援)

JAS構造材個別実証支援事業

支援2. 機械等級製材、目視等級製材以外の林産物JASへの支援

助成対象部位	機械等級製材、及び、目視等級製材(支援1の助成対象部位)以外の 全ての『林産物JAS』(非住宅のみ) ※合法伐採木材であることが証明できること
助成材積上限	機械等級製材、及び、目視等級製材(支援1の助成対象部位)の 合計材積の20%と同材積を上限
助成額算出式	助成対象部位の以下①、②内、最も低い金額 ① 予定の調達費 ② 実際の調達費

2. 『2×4製材』

(支援条件、支援1:JAS構造材への支援)

支援条件

構造部分の一部に2×4製材が使用されてること

支援1. JAS構造材への支援

助成対象部位	全ての部位(非住宅のみ)に使用された2×4製材 ※合法伐採木材であることが証明できること		
平米単価	助成対象の階で - 最上階から数えて3未満の階 2,000円／平米 - 最上階から数えて3以上の階 4,000円／平米		
助成額算出式	次の①②③のうち最も低い額		
	①使用予定の床面積 助成対象の床面積(予定)に 平米単価を乗じたものを 階毎に算出し、合計した額	②使用実績の床面積 助成対象の床面積(実績)に 平米単価を乗じたものを 階毎算出し、合計した額	③実際の調達費 助成対象部位の調達費 (材料費、加工費、運搬費)

2. 『2×4製材』

(支援2: 支援1の助成対象部位以外の全ての『林産物JAS』への支援)

支援2. 2×4製材以外の林産物JASへの支援

助成対象部位	2×4製材(支援1の助成対象部位)以外の全ての『林産物JAS』(非住宅のみ) ※合法伐採木材であることが証明できること
助成材積上限	2×4製材(支援1の助成対象部位)の材積量と同材積を上限
助成額算出式	助成対象部位の以下①、②内、最も低い金額 ① 予定の調達費 ② 実際の調達費

3. 『CLT』

(支援条件、支援1: JAS構造材への支援)

支援条件

構造部分の一部にCLTが使用されてること

支援1. JAS構造材への支援

助成対象部位	全ての部位(非住宅のみ)に使用されたCLT ※合法伐採木材であることが証明できること		
立米単価	140,000円／立米		
助成額算出式	次の①②③のうち最も低い額		
	①使用予定の材積量 使用予定の助成対象部位に 立米単価を乗じた額	②使用実績の材積量 使用した助成対象部位に 立米単価を乗じた額	③実際の調達費 助成対象部位の調達費 (材料費、加工費、運搬費)

3. 『CLT』

(支援2: 支援1の助成対象部位以外の全ての『林産物JAS』への支援)

支援2. CLT以外の林産物JASへの支援

助成対象部位	CLT(支援1の助成対象部位)以外の全ての『林産物JAS』(非住宅のみ) ※合法伐採木材であることが証明できること
助成材積上限	CLT(支援1の助成対象部位)の材積量と同材積を上限
助成額算出式	助成対象部位の以下①、②内、最も低い金額 ①予定の調達費 ②実際の調達費

4. 併用する場合

(支援条件、支援1:JAS構造材への支援)

支援条件

個別の条件に準じる

支援1. JAS構造材への支援

助成対象部位	個別の条件に準じる
平米・立米単価	
助成額算出式	

4. 併用する場合

(支援2: 支援1の助成対象部位以外の全ての『林産物JAS』への支援)

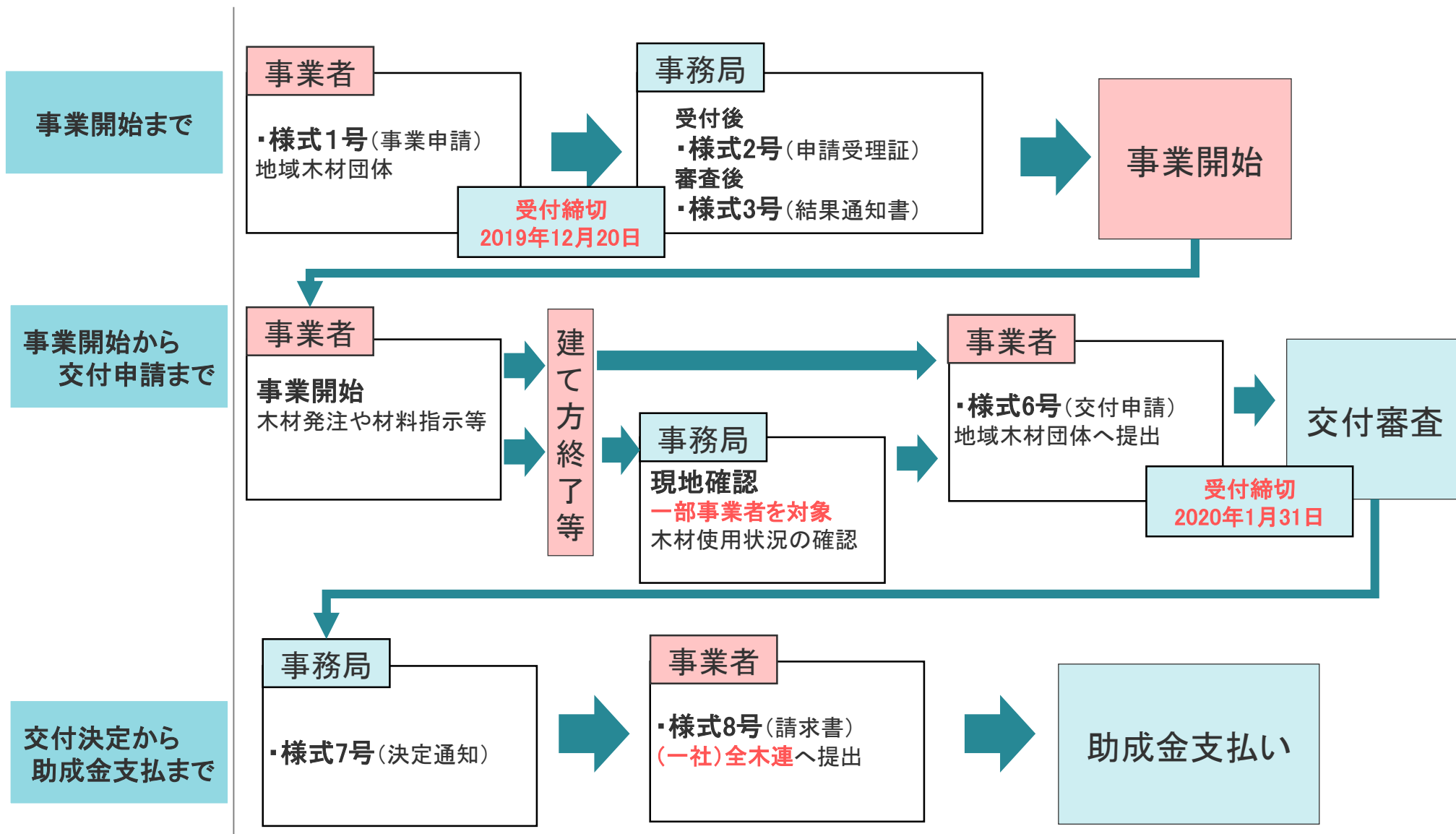
支援2. JAS構造材以外の林産物JASへの支援

助成対象部位	支援1の助成対象部位 以外の全ての『林産物JAS』(非住宅のみ) ※合法伐採木材であることが証明できること
助成材積上限	各JAS構造材の材積上限の合計 「機械等級製材及び目視等級製材の合計材積の20%」 + 「2×4製材の材積量と同材積」 + 「CLTの材積量と同材積」を上限
助成額算出式	助成対象部位の以下①、②内、 最も低い金額 ① 予定 の調達費 ② 実際 の調達費

申請の流れ

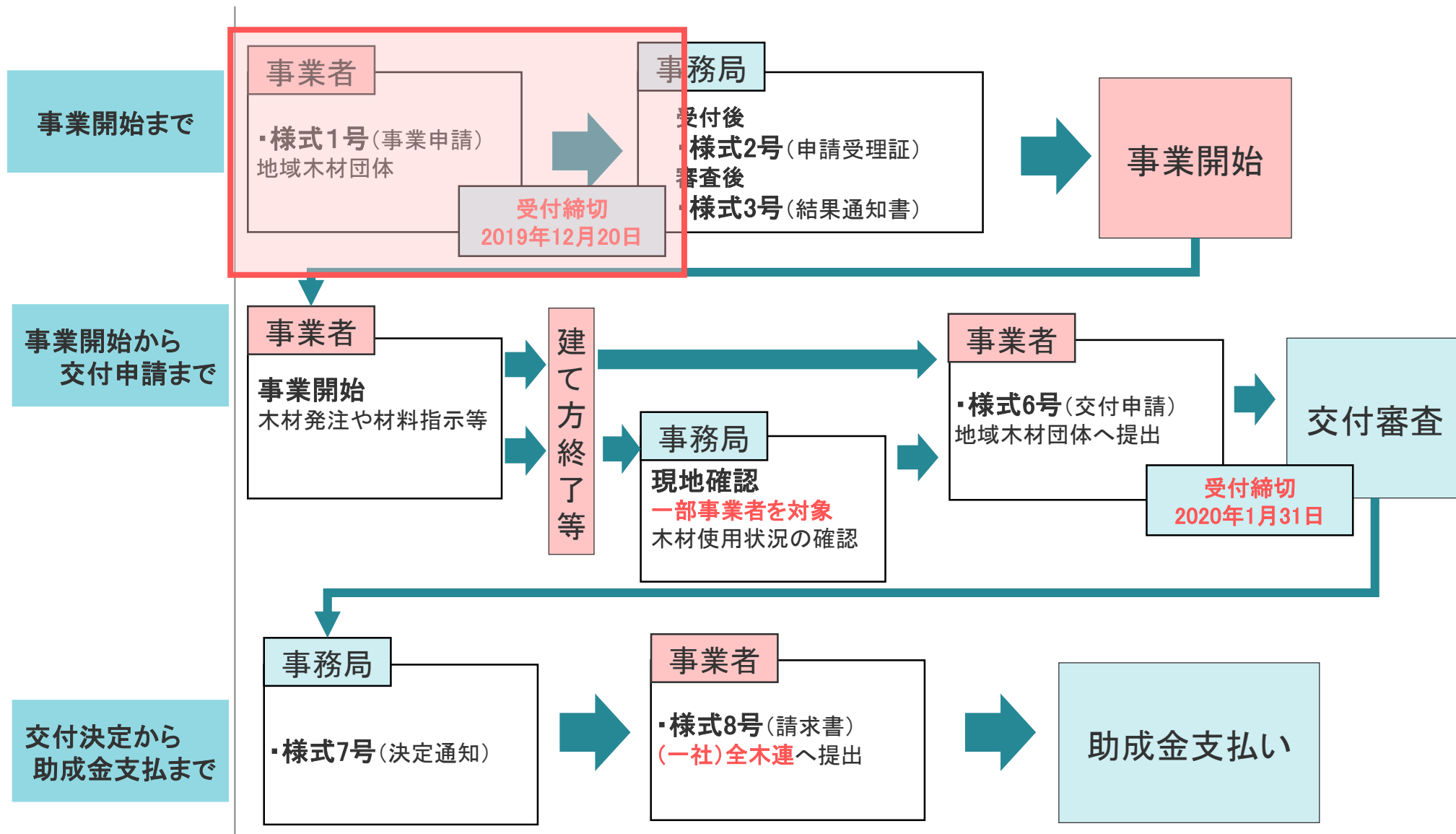
I : 事業のフロー図

JAS構造材個別実証支援事業



I : 事業のフロー図

JAS構造材個別実証支援事業



■提出物

①様式1号

JAS構造材個別実証支援事業申請書

②林産物JASの予定使用量

及び予定調達額がわかる資料

③建築工事届のコピー

または建築確認申請のコピー

④申請物件の助成対象となるJAS構造材

が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

⑤助成金振込先の銀行口座情報

⑥申請数が3件以上の事業者は、

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者

であることを示す登録証のコピー

■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体
(京都府は「京都府木材組合連合会」)

様式1号

西暦 年 月 日

JAS構造材個別実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 ○○ ○○ 殿

宣言事業者 No

会社名

代表者名

印

当社は、下記物件について個別実証支援事業に申請します。

(1) 物件情報

物件名						
住所						
事業担当者			e-mail			
Tel			Fax			
3件以上を申請する者	クリーンウッド法登録番号			登録年月日		
助成対象の階数 (○をつける)	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	その他の階
助成対象の面積 (平米)						
助成対象となるJAS構造材の建て方完了予定年月						
ア) 総木材使用予定量 (注1)					㎡	
イ) アのうち、林産物JAS使用予定量					㎡	

(2) 助成対象木材 (注2)

木材使用量 (㎡)	機械等級	目視等級	2×4	CLT	その他林産物 JAS
イ) のうち、助成対象木材使用量					
ロ) のうち国産材使用量					

※共同申請者の有無 あり なし (ありの場合は様式1号(共同申請)も要提出)

注1: 総木材使用量は、構造材以外の木材使用量(予定数量を含む)

注2: 機械等級は、JAS規格に適合する木材を使用するものとする

4工法構造用

受付締切

2019年12月20日

製材、2×4とは2×

I : 事業申請: 林産物の予定使用量、調達額

JAS構造材個別実証支援事業

事業申請を行う建築物に**使用する林産物の予定使用量、調達額がわかる資料の提出が必要です。**
申請の際は以下の点に注意をしてください。

- ① **仕入れ先ごとに分別してください。**(事業申請時は任意としますが、交付申請時には必須とします。)
- ② **助成を希望するJAS構造材、その他JAS林産物の記載は必須とします。**
- ③ **林産物JASの規格での分別は必須とし、サイズでの分別は任意とします。**
- ④ 加工費、運搬費が一括で計上されている場合は、材積で按分してください。
加工費、運搬費を調達費に計上するかは任意とします。

作成例

林産物の詳細		サイズ			材積		調達費					助成
仕入先	詳細	長さ	幅	厚	(立米)	構成比	材料費	加工費	運搬費	合計	@立米	対象
東京製材 計	機械等級製材				80.00	32.7%	500,000	97,959	16,327	614,286	7,679	対象
	目視等級製材				20.00	8.2%	80,000	24,490	4,082	108,572	5,429	対象
	JAS構造材 計				100.00	40.8%		122,449	20,408			
	集成材	3000	240	120	80.00	32.7%	600,000	97,959	16,327	714,286	8,929	対象
	集成材	3000	120	120	30.00	12.2%	150,000	36,735	6,122	192,857	6,429	
	LVL				20.00	8.2%	400,000	24,490	4,082	428,572	21,429	対象
	合板				15.00	6.1%	60,000	18,367	3,061	81,428	5,429	
						0.0%		0	0	0	0	
	その他JAS 計				145.00	59.2%		177,551	29,592			
	東京製材 計				245.00	100.0%		300,000	50,000			
埼玉建材 計	CLT				30.00	12.2%	4,500,000	3,673	1,224	4,504,897	150,163	対象
	JA構造材 計				30.00	12.2%						
	製材				20.00	8.2%	60,000	2,449	816	63,265	3,163	
	合板				20.00	8.2%	80,000	2,449	816	83,265	4,163	
	ノンJAS 計				40.00	16.3%						
埼玉建材 計					70.00	28.6%		30,000	10,000			

助成対象の林産物JASが色付けされ判別可能な

- ・平面図(部屋の使用用途の記載必須)
- ・軸組図・梁伏せ図等

※使用予定のJAS構造材(機械等級製材、 2×4 製材、CLT)と、それ以外の林産物JASが分かるようにマークします。

マークが何を意味するかを明記

使用予定のJAS構造材と
その他林産物JASの区別が
つくよう色付けする

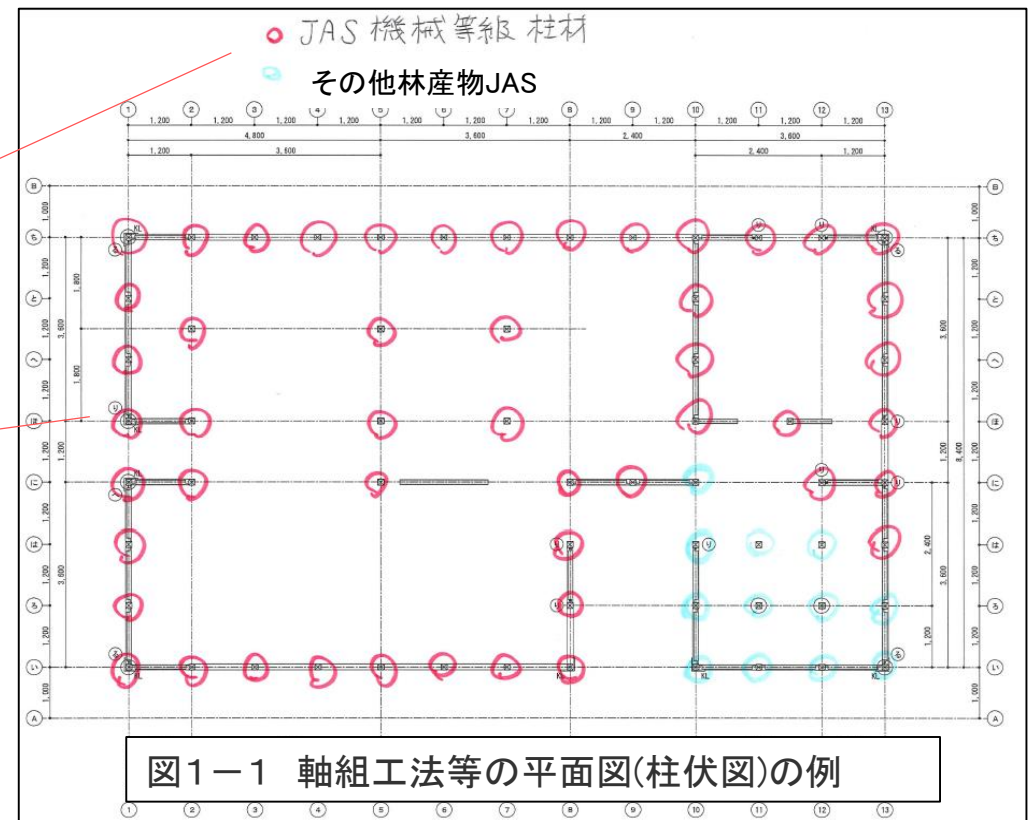


図1-1 軸組工法等の平面図(柱伏図)の例

JAS構造材個別実証支援事業

マーク何を意味するかを明記

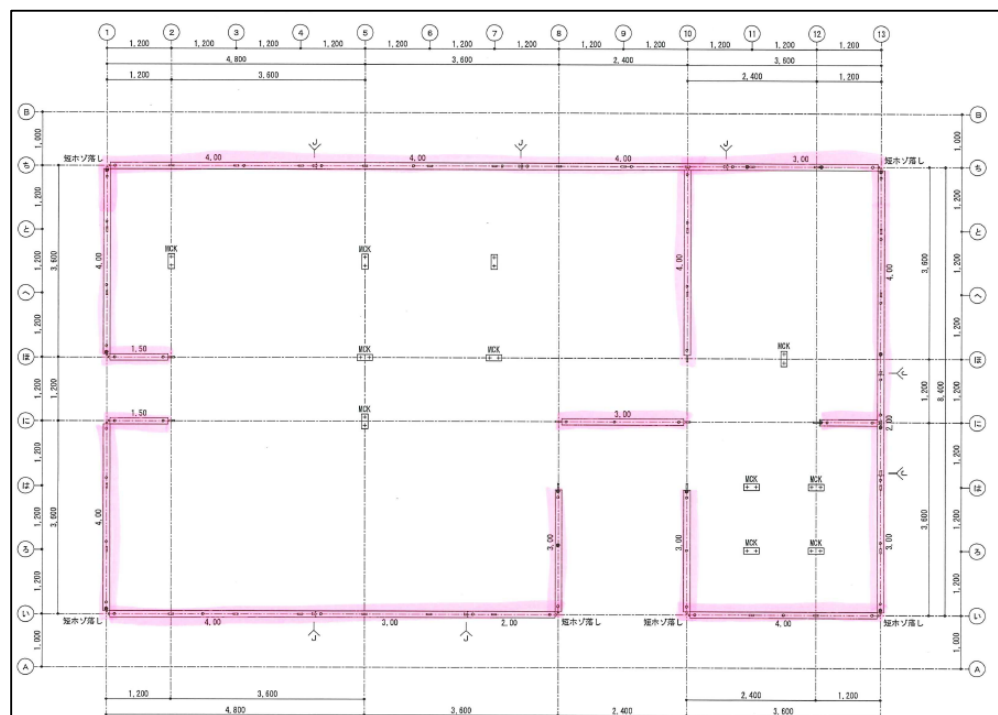
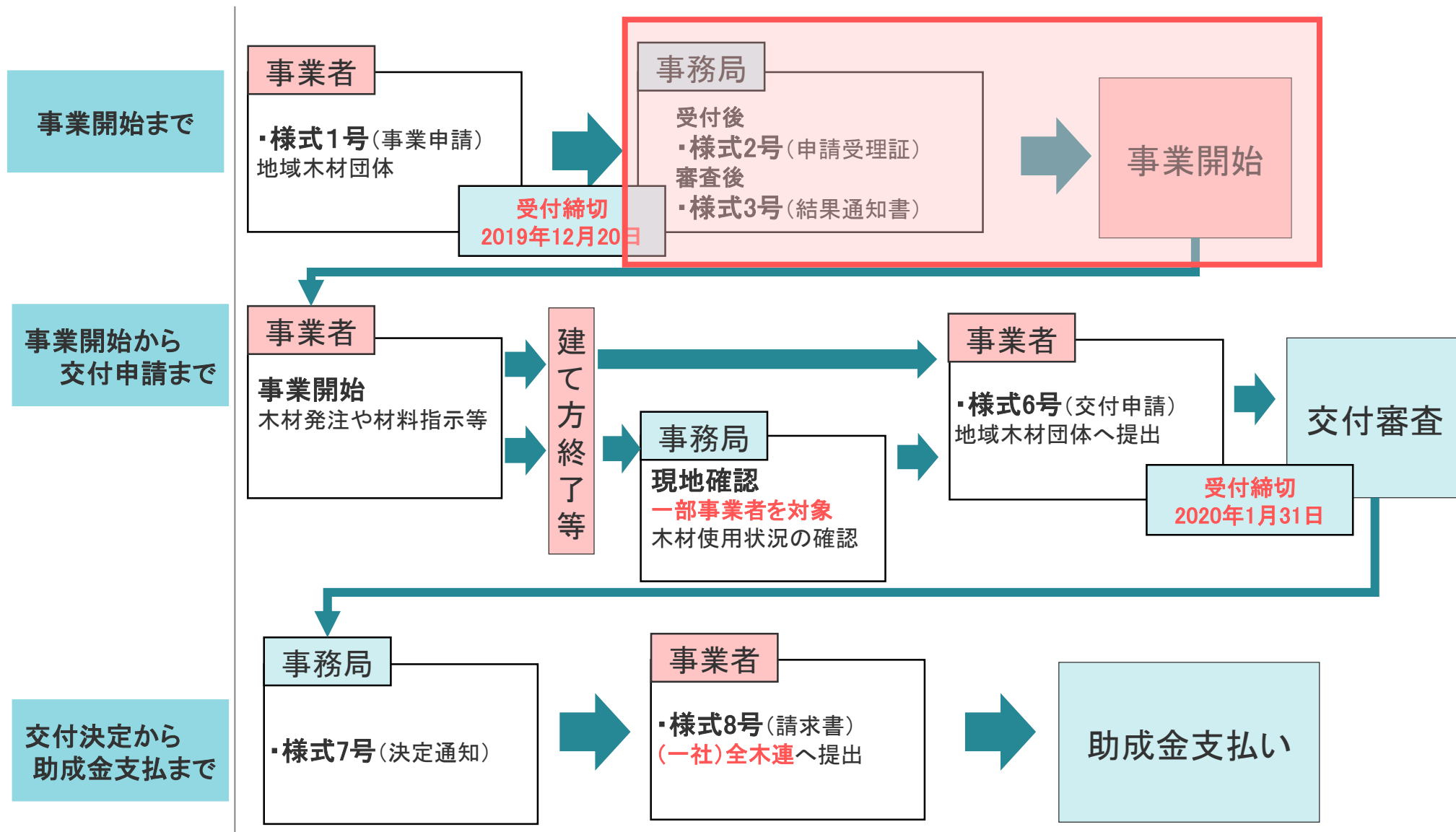


図1-2 軸組工法等の土台伏図の例

I : 事業のフロー図

JAS構造材個別実証支援事業



■様式2号

JAS構造材個別実証支援事業受付書

様式2号
西暦 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業受付書
宣言事業№
会社名
代表者名
地域木材団体名
代表者名
印
御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。
なお、採択の有無については後日改めて通知します。
受付№

事業申請を受け付けたことを
地域木材団体から通知いたします。
採択の結果については、様式3号で
連絡します。

■様式3号

JAS構造材個別実証支援事業採択通知書

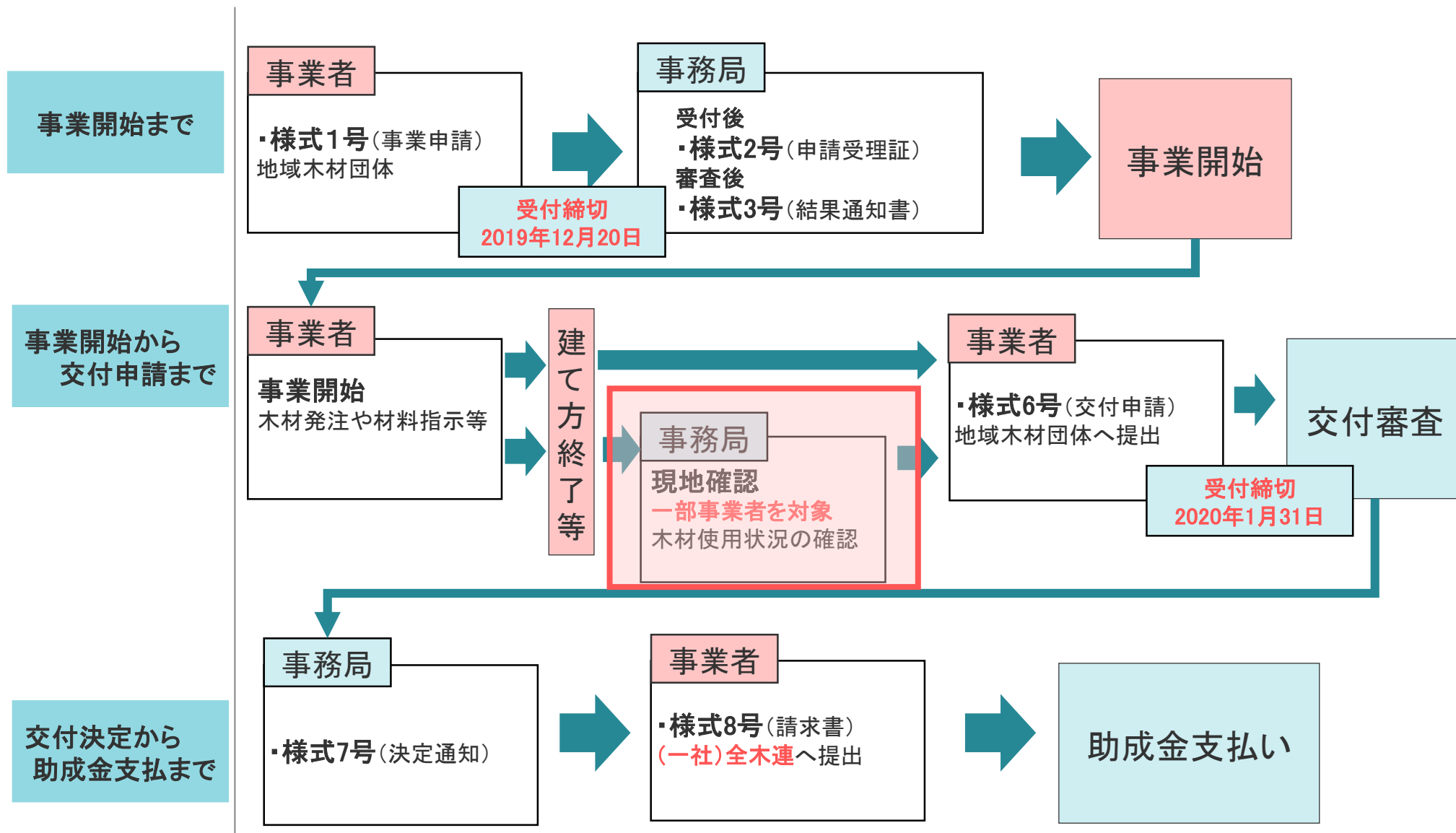
様式3号
西暦 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業審査結果通知書
会社名
代表者名
一般社団法人全国木材組合連合会
会長 ○○ ○○ 印
御社より申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。
なお、JAS構造材個別実証支援事業の実施に当たっては、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき実施願います。
OR
御社により申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、誠に申し訳ありませんが不採用となりましたので、通知します。
記
受付番号
個別実証事業№

事業開始日

採択結果の通知になります。
この通知に**記載された日より事業開始**となります。
**この日以降に発注された木材が
助成の対象となります。**

I : 事業のフロー図

JAS構造材個別実証支援事業



事務局および地方木材団体は、

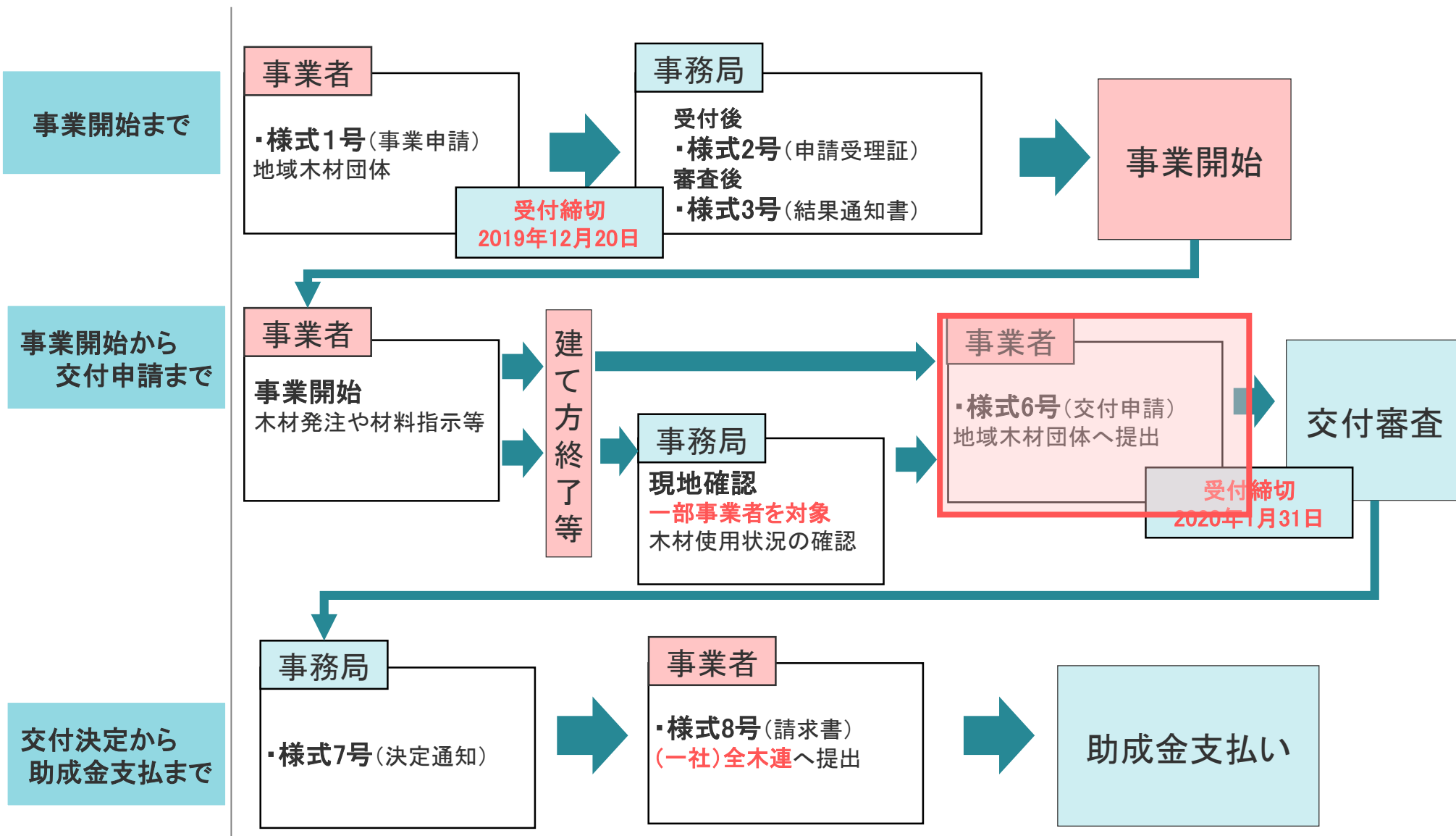
一部の個別実証支援事業において、
現地で建て方完了後の林産物JASの利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

I : 事業のフロー図

JAS構造材個別実証支援事業



■提出物

①様式6号、様式6号－2

JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

②林産物JASの使用量、及び、調達額がわかる資料 (木拾い表や請求書、領収書 等)

③交付決定以降に材料発注がされたことがわかる資料 (発注書、材料指示書 等。**発注請書は不可**)

④林産物JASであることがわかる資料(出荷証明等)

⑤助成対象となるJAS構造材が判別可能な 平面図(部屋の**使用用途の記載必須**) ・軸組図・梁伏せ図等(**変更があった場合は明記**する)

⑥助成金の算出過程がわかる資料

⑦合法伐採木材であることがわかる資料

⑧記録写真

⑨建築確認申請受理証のコピー

⑩その他事務局が助成金の査定に必要な資料

■提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体
(京都府は「京都府木材組合連合会」)

様式 6 号 西 暦 年 月 日

J A S 構造材 個別実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

宣言事業者 No
会社名
代表者名 印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

(1) 物件情報

個別実証事業 No	物件名						
住所							地上階数
事業担当者	Tel			e-mail			
助成対象となる J A S 構造材の建て方完了年月		申請		実績			
助成対象の階数 (○をつける)	申請	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	その他の階
	実績	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	その他の階
助成対象面積 (平米)	申請						
	実績						
ア) 総木材使用量 (注 1)		申請		㎡		実績	
イ) ア) のうち、J A S 材使用量		申請		㎡		実績	

(2) 助成対象木材 (注 2)

木材使用量 (㎡)	機械等級	目視等級	2 × 4	C L T	その他特産物 J A S
ア) のうち、助成対象木材使用量	申請				
	実績				
イ) のうち国産材使用量	申請				
	実績				

(3) 助成金 (注 2)

助成対象木材調達費内訳 (円)	機械等級	目視等級	2 × 4	C L T	その他特産物 J A S
木材代 (円)					
加工費 (円)					
運搬費 (円)					
合計 (円)					

交付申請金額 (注 2) (円) 円 (千円未満切り捨て)

※共同申請者の
注 1：総木材使用量

受付締切
2020年1月31日

も要提出)

①材料検収写真

: 検収単位ごとに1枚

②助成対象木材の施工後の写真

: 製材、2×4材の場合は原則としてJASマークが印字されたものとする。
これは部材種ごと(柱・梁等)にそれぞれ1枚以上必要となる。

③建て方終了後

: 全景写真を2方向1枚以上ずつ



ア) 工事名

イ) 撮影日時

ウ) 部材種名

エ) 位置

(例・X通り、
ろ通り)

※撮影時には必ず、
黒板やホワイトボード等に
ア) 工事名、イ) 撮影日時
ウ) 部材種名、エ) 位置
を記入し、対象物と一緒に撮影する。

Ⅳ：交付申請：合法伐採木材の確認の方法

JAS構造材個別実証支援事業

木材事業者による木材の合法証明で確認する例

※1.

申請者名義の合法伐採木材であることを証明する資料の提出が必要です

※2.

木材の購入先が作成した合法伐採木材を証明する書類を入手、保管してください。

加工・流通業者が作成する証明書の例

①認定事業者番号が記載されていること

②文言で合法性を提示していること

③どの木材が合法木材が明確に提示されていること

○年○月○日

出荷証明

(株) 埼玉建設 御中

東京製材 (株)
東京都千代田区永田町2-4-3
03-6550-8540
認定事業者番号：全木連第△△号

1

2

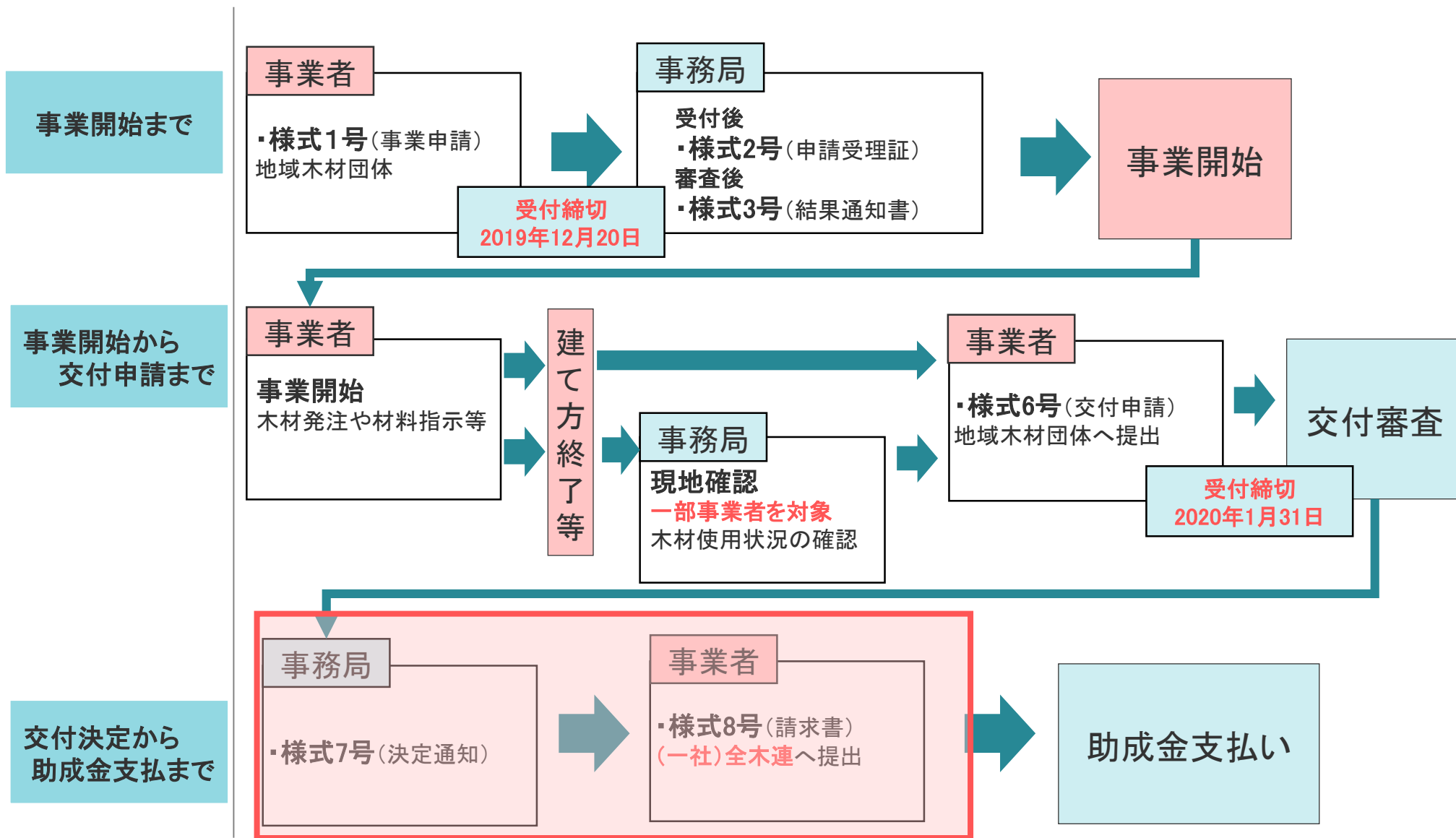
下記木材製品は合法的に伐採された木材のみを原材料としています。

品名	サイズ	数量	備考
杉 柱材	120×120×3,000	30 本	JAS 機械等級区分構造用製材 E110
杉 柱材	120×120×4,000	50 本	JAS 機械等級区分構造用製材 E70

3

I : 事業のフロー図

JAS構造材個別実証支援事業



様式7号 西暦 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 ○○ ○○ 印

御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

個別実証事業No	
物件名	
助成金交付決定額	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成額を
お知らせします。

様式8号 西暦 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 ○○ ○○ 殿

会社名
代表者名 印

JAS構造材個別実証支援事業の助成金交付規定に基づき、下記個別実証事業の助成金を請求します。

個別実証事業No	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、**(一社)全国木材組合連合会**に
送付してください。

詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索

JAS構造材利用拡大事業 事務局

TEL:03-6550-8540

FAX:03-6550-8541

平日10:00～17:30